



気 監 第 3 1 6 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

産 業 部

令和4年度 定期監査結果報告

(産業部)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

産業部 産業戦略課，水産課，観光課及び農林課に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
産業戦略課	監査委員室	令和4年8月22日
観光課	監査委員室	令和4年8月22日
水産課	監査委員室	令和4年10月28日
農林課	監査委員室	令和4年11月25日

6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるもので、重大なものを指摘事項・それ以外のものを指導注意事項とし、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

(指摘事項)

産業戦略課、観光課において発注した業務委託契約の中で、年度内に委託業務が完了したにもかかわらず、委託料の支払が出納整理期間を過ぎ、翌年度に行われたものがあった。受託業者からの業務完了報告書の提出が年度内に行われなかったなどによるものであるが、当該部署において委託業務の完了確認を行う必要があったことから、完了報告書の提出のないことに気付くことができるはずであり、結果、委託料が翌年度予算から支出することとなった。今後、このようなことがないように注意願う。

(指導注意事項)

水産課において特命随意契約により発注した業務委託契約の中で、変更契約額が50%以上のものがあった。例年、同程度の変更契約額となり実績に基づき変更契約をしているとのことであった。このことは当初の契約に当たって業者から徴収した見積書の金額はどのような積算だったのか疑問が持たれるところである。当初契約での仕様書等の見直しや見積書のチェックの徹底をされたい。

また、地方自治法施行令で定める随意契約の金額の範囲（50万円）を超えた業務委託を随意契約としたが、施行伺いには随意契約とする理由の記載がないものがあった。契約に関する適切な文書事務に改められたい。

さらに、同課が管理する通帳と印鑑の管理者が同一職員となっているものがあった。通帳と印鑑は別の職員が管理するよう改められたい。

観光課において、業務委託料の支出時期が政府契約の支払い遅延防止等に関する法律で定める期限を過ぎたものがあったので、今後、注意願いたい。

(意見)

時間外勤務については、年間360時間の目標上限時間数や定時退庁日の設定などにより、市職員全体としては縮減傾向にあるものの、特定の職員への集中や目標上限時間数を超えていたケースが見られた。特に産業戦略課及び観光課においては、多くの職員が当該時間数を超えていた。

時間外勤務の縮減は、経費の削減の点ではもちろんのこと、職員の心身の健康保持の観点からも重点的に取り組むべき事項であり、業務の平準化や効率化に加え、部署を越えた協力体制の推進、業務量に応じた適正な人員配置が必要であると考えらる。

平成29年度に観光課が支出した、鹿折金山モンスターゴールド展示準備委員会負担金について、展示会が開催されずに準備委員会で保管されていると思うが、開催の目途が立たない状態であれば、一旦清算すべきと考えらる。